

八戸医療生活協同組合 指定通所介護及び通所型サービス

生協デイサービスはん don 運営規程

第1条（事業の目的）

生協法人八戸医療生活協同組合生協デイサービスはん don(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護及び通所型サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(通所型サービスにあっては事業対象者状態)にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び通所型サービスを提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- ①指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- ②通所型サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者や総合事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- ③事業所の生活相談員等は、事業の提供に当たっては懇切丁寧に行うこととを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- ④事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- ⑤事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を用いる等の地域との交流に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ①名称 八戸医療生活協同組合 生協デイサービスはん don
- ②所在地 青森県八戸市田向四丁目13番8号

第4条（職員の職種、員数及び職務の内容）

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ①管理者 1名(常勤兼務、生活相談員と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、法令等において規定されている指定通所介護〔通所型サービス〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- ②従業者

生活相談員 2名以上(介護職員もしくは管理者兼務)

看護職員 1名以上(隣接入居施設との兼務)

介護職員 3名以上

機能訓練指導員 1名以上(看護職員兼務)

従業者は、指定通所介護及び日常生活支援総合事業の提供に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護〔通所型サービス〕の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

③その他

送迎職員 1名以上(非常勤専従)

第5条 (営業日及び営業時間)事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ② 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月2日及び日曜日は休業とする。
- ③ 営業時間 午前9時15分から午後4時30分までとする。
- ④ サービス提供時間 1単位:午前9時15分から午後12時20分までとする。
2単位:午後13時25分から午後16時30分までとする。

第6条 (指定通所介護及び通所型サービスの利用定員)

指定通所介護及び通所型サービスの利用定員は次のとおりとする。

1単位目 30名 2単位目 30名 (通常規模)

第7条 (指定通所介護及び通所型サービスの内容)

- 指定通所介護[通所型サービス]の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。
- ① 食事
 - ② 入浴(一般入浴、座位入浴)
 - ③ 日常生活動作の機能訓練
 - ④ 健康チェック
 - ⑤ 送迎
 - ⑥ レクリエーション・行事
 - ⑦ 通所介護計画書、通所型サービス計画書
 - ⑧ 生活指導(相談・援助・助言)

第8条 (利用料等)

- ① 指定通所介護及び通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護及び介護予防通所介護・日常生活支援総合事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- ② おむつは、原則家庭で通常使用するものを持参とする。
- ③ 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- ④ 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意を得るものとする。

第9条 (通常の事業の実施地域)

通常の事業実施地域は、八戸市(ただし、南郷、金濱、八幡、市川地区を除く)の区域とする。

第10条 (衛生管理等)

- ① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- ② 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

第11条 (サービスの利用に当たっての留意事項)

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 体調不良等によって通所介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。
- ④ 事業所内では飲酒、喫煙はしないこと。

- ⑤ 従業者の指示に従うこと。

第12条（緊急時等における対応方法）

- ① 指定通所介護〔通所型サービス〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- ② 利用者に対する指定通所介護〔通所型サービス〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- ③ 利用者に対する指定通所介護〔通所型サービス〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

第13条（非常災害対策）

- ① 非常事態に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- ② 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第14条（苦情処理）

指定通所介護〔通所型サービス〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

第15条（個人情報の保護）

- ① 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- ② 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

第16条（虐待防止に関する事項）

- ① 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
- 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - 3) 他虐待防止のために研修を定期的に実施する。
 - 4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- ② 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第17条（ハラスメント対策）

事業所は適切なサービス提供を確保する点から、職場において性的な言動、または優先的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第18条（その他運営についての留意事項）

- ① 事業所は全ての通所介護従業者に対し、認知症介護の関わる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。また、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- ② 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- ③業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後に
おいてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- ③ 事業所は、通所介護に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- ④ この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は当法人と事業所の管理者との協議に基づいて定
めるものとする。

第19条（業務継続計画の策定等）

- ① 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施す
るための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策
定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- ② 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に
実施するものとする。
- ③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとす
る。

附 則

この規程は、平成27年6月3日から施行する。
この規程は、平成28年1月1日から施行する。
この規程は、平成28年6月1日から施行する。
この規程は、平成28年10月1日から施行する。
この規程は、平成29年4月1日から施行する。
この規程は、平成30年2月10日から施行する。
この規程は、平成30年8月30日から施行する。
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
この規程は、令和4年1月17日から施行する。
この規程は、令和5年4月1日から施行する。
この規程は、令和5年9月1日から施行する。
この規程は、令和6年4月1日から施行する。
この規程は、令和6年9月17日から施行する。
この規程は、令和7年4月18日から施行する。